

決算審査特別委員会 第3号

平成28年9月26日(月曜日)

○議事日程

- 1 認定第 1号 平成27年度古平町各会計歳入歳出決算の認定について

○出席委員(10名)

1番	木村輔宏君	2番	堀清君
3番	真貝政昭君	4番	岩間修身君
5番	寶福勝哉君	6番	池田範彦君
7番	山口明生君	8番	高野俊和君
9番	工藤澄男君	10番	逢見輝続君

○欠席委員(0名)

○出席説明員

町長	本間順司君
副町長	田口博久君
教育長	成田昭彦君
総務課長	藤田克禎君
企画課長	細川正善君
財政課長	三浦史洋君
民生課長	五十嵐満美君
保健福祉課長	佐藤昌紀君
産業課長	宮田誠市君
建設水道課長	高野龍治君
会計管理者	白岩豊君
教育次長	和泉康子君
産業課長補佐	井本将義君
総務係長	松尾貴光君
財政係長	田名辺信行君

○出席事務局職員

事務局長	本間克昭君
議事係兼総務係	福嶋祐太君

開議 午前 9時54分

○議会事務局長（本間克昭君） それでは、本日の会議に当たりまして、出席状況を報告申し上げます。

ただいま委員10名が出席されております。

説明員は、町長以下15名の出席でございます。

以上です。

◎開議の宣告

○委員長（岩間修身君） ただいま事務局長報告のとおり10名の出席を見ております。

よって、定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

◎発言の訂正

○委員長（岩間修身君） 23日の特別委員会の答弁で一部修正の発言を求められておりますので、これを許します。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） おはようございます。貴重な時間、申しわけございません。

23日の質疑に対し、4款のところで決算書ページ数、107ページ、上段のほう、19節負担金補助及び交付金の一番上、妊婦一般健診等診査通院支援のところで真貝委員のほうからこの事業に対して28年度から北海道の補助事業がスタートしたはずだが、その内容についての質問がございました。その際に私のほうから当古平町についてはこの補助事業の対象から外れておりますという回答をしたのですが、私の勘違いによりまして、ちょうど23日に北海道の交付要綱が届きました。これから手続に入るところです。

それでは、その間違っていた内容について改めてご回答させていただきます。28年度から北海道の事業として妊産婦安心出産支援事業費補助金という制度ができております。その中で当古平町、これキロ数によって基準額が定められておりますが、25キロを超えて50キロまでの区域に当町入りますが、片道715円の北海道からの補助金があります。当町の補助事業としては片道1,000円、それで北海道の補助金を歳入としまして、715円を北海道のほうから収入にする予定となっております。大変申しわけございませんでした。

◎認定第1号

○委員長（岩間修身君） 23日は、一般会計、10款教育費まで質疑は終わっております。きょうは一般会計、11款災害復旧費から始めます。

11款災害復旧費、12款公債費、13款諸支出金、174ページから179ページまで一括質疑を許します。質疑ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 179ページの基金です。ふるさと応援基金積立金ですけれども、これの現状と、それから使用目的について、どのような事業を想定していましたっけ。

○企画課長（細川正善君） ふるさと応援基金積立金の現状であります。27年度でのお話をしま

すと27年度、寄附金として3億6,080万程度入ってきております。その寄附金のうち業者から贈呈品として寄附者に使った経費がおよそ72%で、残りの28%程度の1億615万円を積立金として積み立てております。使用目的といたしましては、子育て支援、移住、定住関係などに使っております。それらに充当しております。

○3番（真貝政昭君） 一応使用目的は子育て支援、移住、定住ということなのですが、そのほかに使い道の自由度といいますか、それはあるのですか。

○企画課長（細川正善君） 寄附者に申し込みの段階で福祉目的なのか教育目的なのか、それとも特に用途を指定しないのかということ寄附してもらっております。

○3番（真貝政昭君） その下の高齢者福祉施設等建設基金積立金も同じく現状をお知らせください。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） この高齢者福祉施設等建設基金積立金については、後志広域連合で保険料を統一した際にそれまでの各町村からの準備金を一旦お返しします。という形で、当古平町については1,392万8,000円だか9,000円だかがございました。その返還を受けております。それに一般財源、1,000円、2,000円足してこの金額にしているのですが、被保険者から保険料で集めたお金ですので、その用途というのはその対象者、被保険者の利益につながる事業でなければならぬということで、将来これら施設を建てる際の財源、もしくはそれらに関連する事業の財源とするために積み立てているものであります。

○3番（真貝政昭君） 町長、特養の建設事業を控えていますけれども、この建設に当たっての民間医療団体、福祉団体もですか、事業団体に交渉している段階なのなのですが、議会のほうにはどの程度の規模で、どの程度の財源内容でというのが今まで事細かに知らされてはいないのですけれども、建設に当たってのその目的のための基金ということについてのお考えというのはあるのですか。

○町長（本間順司君） 今委員おっしゃるとおり、これまでも具体的な規模だとか、そういう金額でも提示してはございません。というのは、いまだ未確定の部分が多いということでございますので、その規模が決まればある程度いわゆる基金を持っていれば持っているだけ楽な事業が展開できるというようなことで、なるべく基金をためたいというのが私どもの考え方でございます。

○3番（真貝政昭君） 自由に使える財源としては減債基金と、それから財調という見方ができると思うのですが、やはり目的を達成するための基金というか、それを早く提示してもらったほうがわかりやすいのではないかと思います。古平町の財政状況を報告する上で、そういう基金、財調を取り崩して、福祉施設建設のための目的の基金に入れるとかというふうになると、財政状況の内容としては変化は起きるのでしょうか。

○町長（本間順司君） 基金にはさまざまな基金がございまして、財調、あるいは減債基金。減債基金はそういう起債の償還等に充当する基金でございまして、財調はいわゆる財政運営のためのある程度自由な基金だということでございまして、財調がこれだけあるから、これだけ余裕があるのだということではなくて、財調もこれからさまざまな予期しない財源が必要になる場合がございます。あるいは、交付税等、歳入のほうでかなり減額になる可能性があるというようなこともござい

ますので、ある程度余裕を持ってとっておきたいというのはございます。それから、特定目的基金というのはなかなかそういう意味から考えると、順調に積み立てていければいいのですけれども、そういう財政状況の中では厳しさがあるなということでございまして、これからもなるべく特定目的基金をつくり出して、今後の事業展開につなげていきたいというふうに思っております。特に以前から課題となっております庁舎の建設基金等につきましても、それこそ福祉施設の建設基金も重要でありますけれども、庁舎のほうも重要だということで、なかなかうまく進んでいかないのが現状だというふうに認識していただきたいと思えます。

○3番（真貝政昭君） ちなみに、特養の建設に当たって、相手が決定次第事業をスタートというふうになるのですけれども、建設に当たっての財源負担といえますか、それは従来どおり国、道、町で大方を賄うという仕組みには変わりはないのですよね。たしか以前の仕組みですと形では国が半分、道、町がその残りの半分ずつという、そういう捉え方をしているのですけれども。

○町長（本間順司君） 詳細につきましては、担当課長のほうから答弁させます。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） これまでも質問の中での回答としてお話何回かしているかと思うのですが、事例として私記憶にあるのが80床の民設民営でやった場合、約10億くらいの建設費がかかる。それに対して国の補助が3億、それに対して町も約3億、あとは民間。その直接的な建設費に対してそういう形、それ以外にも法人との交渉の中で周辺環境だとかもろもろ出てくるというパターンもありますというお話をしていたかと思えます。これは、80床規模で民設民営をした場合というパターンになります。また、地域密着型、29床未満の場合には北海道が国からお金をいただいて、基金を造成している事業がございまして、そちらが少し補助率がよくて、約2分の1補助になります。建設費としては、今現在でいきますと29床だと5億ぐらにかかるとは思えないかなと思うのですが、その約半分が道の基金事業から出てきて、民設民営でやる場合にはその残額の約半分以上を町が負担するというパターンにはなりますが、今いろいろと相談している法人としては民設民営、公設民営、いろんなパターンでのことも試し始めておりますので、その状況によって公設民営の場合については補助の残り半分以上を町が出して、町が建てて、運営してもらおうというパターンもあるのかなと思っております。

○3番（真貝政昭君） せつかくなので、もう一つ伺いますけれども、29床の場合、増床が難しいという説明を以前受けていたような記憶がありますけれども、そういうことでしょうか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 地域密着型をつくって、それ以降増床という形では地域密着型事業ではなくなりますので、30床以上は広域型になってしまいますので、そもそもの考え方が違いますので、それでできないというパターンになりますが、地域密着型を1つつくって、その後増床ではなくて、地域密着型の施設をもう一つつくるというパターンもあるかと思えます。パターンとしては、そういうパターンになります。あくまでも一度つくったものに対して増床ということについては地域密着型の場合、29床でつくった場合にはそれ以上増床することはできないということになります。

○3番（真貝政昭君） 次に、その上のほうの役場庁舎とコミュニティセンターの建設基金なのですけれども、これの現在基金額幾らかということと、それから副町長をトップとして検討委員会を

つくっていらっしゃるかもしれませんが、基金の到達額と、それからいざ実施した場合の財政的な見通しと申しますか、それについてはどのような現状にあるのでしょうか。

○副町長（田口博久君） 決算説明書の114ページごらんください。こちらのほうに（1）で基金残高、（2）、積立額、取り崩し額と載っております。（1）の一番上の基金残高、役場庁舎でいきますと27年度末で3億286万円、それからコミュニティセンターにつきましては4,773万2,000円、基金の現状としましてはこのような状況です。

内部での検討状況ですが、昨年度末、年間数回、3回、4回程度のペースで開いております。昨年度は岩内町の状況ですとか最新の状況、そういったものを財源的なものとか面積、そういったものも検討はしております。そして、昨年度末に職員へのアンケート、最大限望むもの、基準となる起債を計算する上での面積ですとか1人当たり幾らとかという基準の面積とかもあるのですが、この文化会館も含めた中で、あるいは庁舎としての必要な機能と申しますか、こういった機能が欲しい、必要であろうというものを最大限のものを、アンケートをとりあえず今の段階は町民からではなく、職員からということで取りまとめております。職員からそういうものを募った上で、そしてそれを最終的には整理はまだしておりません。次回の会議でそういったものを、例を挙げればここを教育施設、文化会館、そういう集会施設であれば教育的な部分としてどんな部屋、どんな機能が必要なのか、あるいは元気プラザにいる保健福祉課を庁舎一帯の中に持ってきた場合には相談する部屋だけでいいのか、健診をどうするのか、保健センター的な要素はどうするのかとかといったようなことを今これから検討していく段階です。最終的に建設ということになりますと、町民からの意見を伺う場というものも当然に必要になってきます。今の段階はそのような状況です。

申しわけありません。近隣、岩内町の庁舎、二、三年前に新築しておりますので、そういったものの資料は集めております。黒松内でも防災庁舎ということで一部増築したりもしております。そういったようなもの資料は集めておりますが、申しわけございません、今手元にございませんで、その財政的な面についてはまた別な機会にでもご説明させていただきたいと思っております。

○3番（真貝政昭君） 庁舎建設は急がれるわけなのだけれども、建物そのものが危ないという、そういう前提で急がれるという認識でいるのですけれども、庁舎の場合、従来から現ナマでないと建てられないという定説がありましたけれども、最近の庁舎建設の動向というのは必ずしもそうではなくて、起債だとか補助だとか、そういう道も開かれているのではないかという感触を受けているのですけれども、その点については議会側としてはこの庁舎改築に当たっては財政的には、財源的にはどういう見方で構えていけばいいのでしょうか。

○副町長（田口博久君） 庁舎の建設に関しましては、以前から制度的には変わっておりません。起債は借り入れできます。一般単独債、充当率75%ということです。当然に交付税バックのない起債、全く純粋な借入金です。ですから、現ナマというふうなお話になっているのかと思います。あと、補助制度としましては、私どもも国の補正予算とかというのが出るたびにちょっと内容を精査などしておりますけれども、今その減災、防災というふうな立場での庁舎が何とか補助金つかないかというようなことも資料を見たりはしております。それから、先ほどもちょっと申し上げました黒松内の防災庁舎としての部分、それについては補助金は、補助制度はあります。あるいは、今の

時代ですと木材を使ったりするとその木材部分での若干の補助というのも考えられるかとは思いますが、ですが、基本的に一般的に庁舎といった場合にはそういった真貝委員おっしゃった現ナマという言い方、交付税バックがある借り入れであれば実質的に補助金を受けているのと同じ形になりますけれども、そういった仕組みはないということなので、借入金をいかにできる限り小さくするために基金を用意した上での建設という流れになります。

○1番（木村輔宏君） 今の真貝委員のプラスになるかマイナスになるかわかりませんが、その辺でお聞きしたいのですが、道内の特別老人ホームの未設置というのが現在でいくと町としては古平町と妹背牛とかなどという中でいけば、何とかこれやっぴり今の時点でやっていかないと大変だろうなど。いろんな助成金とか等もあるでしょうけれども、その計画的な部分を、ことし、28年はどうこうとか29年がどうこうでなくて、ある形の中で指針を示していかなくてはいけない町の状態だろうと思うのですけれども、その辺のことをまず聞きたいのですが。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 日々高齢者の支援をしている立場としては、やはりこの特別養護老人ホームというのは規模は別としても必要な施設であるという認識はしております。そういった中でこの早期実現というものを最大限努力しているつもりではありますが、いかんせん相手がある話、町単独直営でやるにしてもスタッフをそろえたりだとか教育のことだとかさまざまなことがつきまってくる。やはり経験のある社会福祉法人にやっていただくパターンが利用者の利益に早期につながるものと考えておりますので、その誘致活動について鋭意努力してまいりたいと思っております。

○1番（木村輔宏君） これは2年も3年も前からそのお話は聞いています。同じことの繰り返しをしているのですけれども、ただ一つの目的として例えば1年とか2年くらいまでは何とかしたいと、そういうものというのはもちろん無理ですよという答えでよろしいですか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） あくまでも目標でしかなくなってしまう。本来今始めている29年度までの介護保険事業計画の中で何とか整備にたどり着きたいということで事業計画にも29年度に建設ということで計画を上げておりました。ところが、法人との交渉の中で、町長の行政報告にもありましたけれども、断念せざるを得ないということで担当としては次の30年から3年間の介護保険事業計画に再度計画をのせて、その期間内で実現できるように最大限努力していきたいと思っております。

○1番（木村輔宏君） 次、役場庁舎のほうの基金の件ですけれども、3億ちょっとになります。プラス、コミュニティーの絡みを入れると約3億5,000万、それに、これを足していいのか悪いのかは別といたしまして、ふるさと応援基金を入れると約6億近くまでいくのですけれども、何でそんな話をするかという、耐震どころの騒ぎではないと。北海道でもトップクラスの新しい建物だとすれば、何か起きてから残念でした、何かやればよかったという時代になったときに大変ではないのかな。逆に言えば、今4億から5億の原資があれば何とかなるのではないかなという気がするのですけれども、確かに職員さん方と検討しているかもしれませんが、もうその限界を超えているのではないのかという気がするのですけれども、そのお考えをまずお聞きしたいと思います。

○町長（本間順司君） 施政方針に対する質問みたいに聞こえますけれども、本当に今回の熊本の

益城町ですか、震災の被害のように庁舎が使えなくなるというような事態が起きています。私も事あるごとに職員には急いでやるようにということで指示はしております。その切迫感は、委員おっしゃるとおり、私も感じておりますので、積極的に進めてまいりたいというふうに考えております。

○1番（木村輔宏君） では、ということはきのうたまたまNHKを見ていたときに夕張の話も出ていて、テレビ見た方もいると思うのですけれども、あれを見ていると町営住宅自体も撤去しようという考え方でした。ということは、我々が考えているような集落、一つに固めるのではなくて、崩壊してしまうというような考え方をしていかなければ大変だなと思って実はいたのです。実は多分その話になるだろうと。先ほども町長がお話したように、もうそろそろ、私が3月にお話ししました。9月です。やっぱり町長の庁舎としての責任、特養の責任はあろうと思います。来年が3月、4月には町長改選の時期でございますので、その意向というものはどういうものなのかそろそろ再度お聞きしたいと思います。町長、いかがなものでしょうか。

○町長（本間順司君） そういう責任もございますけれども、まだその表明には時期尚早だなというふうに思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

○1番（木村輔宏君） 最後になります。早目に検討していただいて、早目に我々にも決めさせていたいただきたいと思います。

終わります。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に14款職員給与費、15款予備費、180ページから183ページまで一括質疑を許します。質疑ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 181ページですけれども、職員手当の勤勉手当、この部分で差をつけるというのが始まりましたけれども、正副町長が職員を評価するという仕組みだと思えますけれども、影響があるところはこの勤勉手当のところと、それから管理職手当も差がつくというふうになるとすれば、この管理職手当の部分でも影響が出るということなのですか。

○総務課長（藤田克禎君） 管理職手当につきましては差がつきません。勤勉手当と給与でございます。号俸が変わります。

○3番（真貝政昭君） 職員も管理職も勤勉手当と給与で差がつくということですか。

○総務課長（藤田克禎君） そのとおりでございます。

○3番（真貝政昭君） 一刻も早く嫌らしい制度は撤廃するよう望んでいます。

もう一つお聞きしますけれども、せっかく資料が出ていますので、資料の職員給与の目的別のところがいいでしょうか。30ページ、それと16ページから19ページにかけてもありますけれども、181ページと照らし合わせて見ているのですけれども、正職員と、それから臨時職員の相対的な給与というのですか、手当を含めた給与の比較なのですかけれども、どのようになりますか。雑駁なのですが、正職の手当を含めた給与が4億としたら、臨時の場合は約5,000万という、大ざっぱですがけれども、そういう比較をしたのですけれども、正しい数字を説明してほしいということと、それからここに挙げられている正職の人数と臨時の人数を説明してください。

○委員長（岩間修身君） 答弁調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時38分

○委員長（岩間修身君） 会議を再開いたします。

○総務課長（藤田克禎君） 一般会計の給与費につきましては、2億1,900万円、2億2,000万円で、臨時職員の報酬につきましては5,800万円、これが給与の比較でございます。人数の比較でございますが、一般職員につきましては67名、特別職を抜いてございます。臨時職員につきましては、非常勤職員につきましては23名でございます。

以上でございます。

○3番（真貝政昭君） 資料の30、31では非常勤というか、これ臨時職員は除くという意味でしょうか。臨時職員は、人数です、ここに入らないとすれば、資料ではどこに書かれていますか。

○総務係長（松尾貴光君） まず、正職員の給与の状況につきましては説明資料の30ページ、31ページに、こちら正職員の分です。14款の正職員の分の給与費の目的別の内訳が記載してあります。このうちの共済費等々については、臨時職員分については含まれておりません。説明資料の19ページ目ごらんください。27年度の決算額で7節賃金、ずっと行きますと27年度の合計が5,039万8,550円となっています。これが賃金の総額になります。これにかつあと臨時の職員に対してどのような歳出があるかといいますと、今度決算書のほうごらんください。決算書181ページをごらんください。共済費、このうちの非常勤職員の社会保険料741万7,107円、これが雇用保険、社会保険料の部分となっております。ですので、臨時の分と合わせますとおおよそ5,800万円が臨時職員にかかる町の負担という形となっております。

○3番（真貝政昭君） 今説明がありました非常勤の場合の共済にかかわる部分ですけれども、例えば一般事務とかいろんな現業部門とかありますよね。一般事務の場合は雇用保険の対象外でないかというふうな認識でいたのですけれども、ほかの部署の場合は雇用保険にかかわる、雇用保険適用の部分というのはあるのではないかという、そういう区別があるように思っていたのですけれども、明確にその部署によって雇用保険のかからないところ、かかるところって区分けできますか。

○総務係長（松尾貴光君） 雇用保険につきましては、雇っている時間数ですとか日数だとかによって事務職であっても現業であっても雇用保険は今掛けております。現業の部分と一般事務と違うというのは、きっと真貝委員おっしゃっているのは労災の掛け率の部分のことを指しているのではないかな。要は給食センターですとか工場の部分と一般事務の部分については利率が違いますので、掛金と負担金の率が違いますので、そちらのことを言っているのではないかと思います。

○3番（真貝政昭君） 労災のほうは労災であると思うのですけれども、今伺っているのは正職員については失業保険がきかないという、そういう認識でおりましたので、臨時職員についても同じような、町職員ですから、一般正職員と同じように失業保険がきかないのかなという認識でいたのですから、その確認で聞いたのです。今の答弁聞いていますと、臨時については全て失業もきく

雇用保険の対象ということで、そういう認識に改めさせていただきたいと思います。

もう一つお聞きしたいのは、社会的にも問題になっているサービス残業の点なのですが、臨時職員の場合はそういうのではないと思いますけれども、正職員についての残業手当のカウンターの仕方なのですが、以前伺っていた答弁ですと一定時間は認めるけれども、それを超えた部分については残業手当の支払い対象外とするという答弁をいただいていた。問題は、手当をもらわないにしても、残業時間の実態がわかるような状況に町としては把握できるような状況になっているかどうかを知りたいのですけれども、それはどのようになっているのですか。

○総務係長（松尾貴光君） 前段の非常勤の部分につきましては、普通の正規の正職員については地方公務員法の適用を受ける職員となりますので、雇用保険はありません。臨時職員については通常の労基法の適用となる職員でございますので、雇用保険だとかの適用になります。

後段の質問の時間外なのですが、年間5%を上限に今支給をしている状況にあります、災害ですとか選挙とかを除きまして。その他の分につきましては、時間外の振りかえ制度を運用しながら今やっているという状況になっております。その運用をしながら命令をとって残っているという形になっておりますので、把握しているといえば把握している状況になっております。

○3番（真貝政昭君） 基本的には正当に認められた休日として対応しているので、サービス残業については古平町役場についてはないというふうな押さえ方でよろしいですか。

○総務係長（松尾貴光君） 現金支給分で5%、その他の部分については命令をとって、正規に認めたものについては振りかえできちんと運用しているというふうに認識しております。

○3番（真貝政昭君） それと、大分前になりますけれども、特に教育委員会勤務の職員についてかつて残業時間が200時間を超えた方がいらっしやいまして、すごく不満を言っていた、そういう時代があったのです。それで、そのような状況というのはいまだにその部署によってはあるのでしょうか。

○総務係長（松尾貴光君） 各担当課、それぞれ業務を持っています。忙しくなる時期もあれば、ある程度簡素な時期等々あると思います。各課の中で、各部局の中で協力し合いながらそういうような残業がないようにと。職員の人数も限られておりますので、課の中で連携しながら、業務を分担しながら事務事業を進めるようにという形で現在進んでおりますので、そのようなことは今現状ないかと思っております。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に実質収支に関する調書と財産に関する調書、199ページから213ページまで質疑を許します。ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 208ページの北海道市町村備荒資金組合積立金がこれだけあるのですけれども、意地悪な見方をすると余り基金残高という資料には出てこない隠れ基金的な見方をしてもいいのではないかとこのように思っているのですけれども、よろしいでしょうか。

○財政課長（三浦史洋君） 備荒資金につきましては、基金としてではなくて、備荒資金組合の積立金ということで出資による権利ということも法に載せてございます。別に決算書にきちんと載せ

ておりますので、隠れてもいないし、きちんと出ております。そういうことです。ちょっとずつふやして、一時期、1年間、1年だけ5,000万積んだときあったような気がしておりますけれども、ほかの団体もたくさん積んでおります。

○3番（真貝政昭君） ほかがたくさんあるから、これくらいいいだろうという、そういう論法ではなくて、町民のために使う税金なので、できるだけ使うという立場からすれば、これがどんどんふえていくというのはいかがなものかという、そういう認識なのです。一般町民は町から出される基金残高を見ますので、それ以上にあるということになるとこれは驚きの対象になるので、節度が必要ではないかと思うのです。

それで、伺いますけれども、今課長の答弁あったように、ほかの自治体もかなり積んでいるようなので、古平町と同じように決算では必ずこういう形でそれぞれの町村で基金残高が出ます。これの公表された一覧表というのは、どこに求めることができるのでしょうか。

○財政課長（三浦史洋君） 備荒資金組合のほうで各町村の部分、残高が残っているというのは最近備荒資金組合から通知ありまして、当然残っているの、公表、聞かれたら組合のほうで数字は出しますよという通知は来ております。当然そうだと思いますので、公表するべきものだと思います。あと、蛇足ですが、ちなみに積丹町、数値持っております。古い、1年前の27年3月31日現在の数字ですが、お聞き取りください。積丹町が3億9,000万円余りです。普通納付金と超加納付金という種類ありますけれども、それを足した備荒資金組合の積んでいる現在高が3億9,000万円余りです。去年の3月ですか、古平町が1億2,800万円です。この表と同じです。1億2,800万円余りです。余市町は9,900万円余りというようにここでは読み取れます。

あと、最初委員さん前段に申したこれに積んでいくのがどうかということもあるのですけれども、まず預け入れした利率ですか、正確に配分率という言葉で組合さん使っているのですけれども、ざっくり言って利率、年利ですけれども、それが高いです。普通納付金については、普通納付金というのは災害用で、小さい町村だと5,000万円まで積むということの部分ですが、その部分は固定で年利1%、そして超加納付金は0.41%台になるような配分を受けておるので、有利であるし、安全であろうということで少し積んでいるわけで、こちらに全部シフトするわけにもいかないし、当然指定金融機関もございますので、その兼ね合いを見ながらやっております。

○3番（真貝政昭君） 懸念される材料として、備荒資金組合は運用して利益を上げて、こういう金利を維持しているわけでしょう。年金の基金を使って大赤字こいている政府の例もありますけれども、こういうチェック体制というのはどのようにされているのですか。

○財政課長（三浦史洋君） 委員のご心配の部分は、組合本体自体がそういう経済状況を見据えて、実際心配しております。ここ二、三年、三、四年ぐらいの書類ですか、そっちのほうに随分シフトというのかな、ただ単に安全だけでは配分もできなくなるので、国債なり、そういう債券のほうの比率だとかも変えながらやっているようです。だから、町村も当然預けているのだから、あれなのですけれども、北海道の全市町村が入っているので、その代表の市町村さんが監査したり、経営のことについてチェックしているものだと思います。

○3番（真貝政昭君） 思っているのではなくて、実際に損している場合もあるはずなのです。そ

れをやっぱりガラス張りにするという意味で、古平町も年間なら年間、季節なら季節でそういう内容報告を求めるような仕組みというのはないのですか。

○財政課長（三浦史洋君） 済みません。理論的にはそうなのでしょうけれども、実際仕組みというのですか、そういう問い合わせをして、答えをいただくということは可能かと思うのですけれども、特段それに対しての資金の変動なり、そういう配分なりというのを古平町がこの部分について答えてくださいという、そういうシステムというのはいりません、規約上。

○3番（真貝政昭君） 伺っていればお任せ状態ですよ。決められたルールですと、古平町は5,000万まで積み立てる必要があるということなので、これをさらに増額していくという点ではやはりお任せに預けるお金としてはちょっと危険を伴う時代に入っているみたいで、慎重に対応すべきでないかというふうに求めて、終わります。

○委員長（岩間修身君） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、これで一般会計歳出の質疑を終わります。

ここで休憩のために11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時08分

○委員長（岩間修身君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは次に、一般会計歳入の質疑を行います。16ページ、1款町税から2款地方譲与税まで質疑を許します。

○2番（堀 清君） 説明資料のほうの15ページ、都度都度質問はしているのですけれども、不納欠損の状況をちょっと聞きたいと思えます。

昨年度町税、その他のあれで470万程度欠損しているのですけれども、この中で当然重複該当者というのが存在していると思うのですけれども、その件数をちょっとお知らせください。

○財政課長（三浦史洋君） 最後におっしゃった重複なののですけれども、重複の部分は資料というか、持ってきておりませんので、ここでは答えられません。

不納欠損の状況としましては、説明資料の15ページにございますようなものでございます。下の表、左側ですか、この質問は町税の部分ですので、町税も個人町民税も28人で142万2,000円余りと。固定資産税が44人、207万2,000円と。都市計画税が37人、43万5,000円余りということで欠損処理をしております。

○2番（堀 清君） まず、それは資料がないから、できないということなののですけれども、あと欠損処理に決定するまでの経緯なののですけれども、現場対応だとか、そういった細部的な町民に対する徴収等々に行っていると私思うのですけれども、そのことについての細部的な答弁ができましたら知らせてもらいたいと思えます。

○財政課長（三浦史洋君） 当然滞納を解消するために強い態度で臨むようにしてございます。関

係する担当課職員集まりまして、結構長い時間かけてあの滞納者はどうだとか、そういういろいろ検討してございます。実施した内容、滞納解消の部分はたくさんございますが、かいつまんでご説明しますと、今は後志の広域連合で滞納の処理を平成19年度から実施してございます。そちらのほうにも徴収権を引き継いで滞納の整理をするということで実施してございます。27年度、広域連合では古平町分、実際に引き継いだうち収納した金額が654万円余りとなっております。引き継いだ額が984万円なので、割合としては66%ほど取っているということで、それは26年度は58%、25年度は53%ということで強く取っていただいております。また、個人町民税に係る部分については、町道民税ですので、小樽の道税事務所のほうに徴収引き継ぎをする制度がございます。そちらのほうにも実施してございます。27年度は18人を引き継いで、引き継ぎ額が203万円、そのうち収納できたのが41%に当たる83万6,000円ほどを取っているということになってございます。

また、当然町自体としてはとにかく接触を密にしてとっていくということ、また差し押さえもしなければ、そこまでいく部分もございます。27年度ではございませんが、ことしは給与の差し押さえをして、保育料だったと思いますけれども、その部分全額その給料のほうから、会社のほうから納めていただいたという部分もございます。まだたくさんあるのですけれども、そのような努力をいたしまして、でも残ってしまう部分につきまして5年間の時効が来たり、また生活困窮して、滞納処分停止しておいて、法律上それが3年間経過したら落とさなければならないという部分で不納欠損の処理をしているわけです。

○2番（堀 清君） 現場の大体の状況は把握できました。そういう中でやっぱり本当に生活が困窮して、出せない方も若干名はあるというような形の中で認識するのですけれども、結構やっぱり大半の方が、要するに滞納するというのは税金ばかりでない。例えば生活資材の支払い等々のものも、そういうものも結構あると思うのです。だから、結果的には回数来る人から先に支払うというのがそういう方々のとる行動の第1位だと思うのです。だから、結果的にはやっぱり現場の回数を積み重ねないとなかなか徴収はできないと思うのです。だから、そういう中で現状の職員さんの中で全部対応ということはそれはできないだろうけれども、それにやっぱり対応しないとそれはだめだと思うのです。だから、結果的にプロに預けるとそこそこの徴収結果が出ているから、それはやっぱりプロフェッショナルとあなた方の違いでないかなという気はするのですけれども、それはちょっと厳しい意見なのですけれども、やっぱり現場に対して足を運ぶというのが基本的な形ですので、そこら辺は十分努力してもらいたいと思うのですけれども、以上です。答弁要りません。

○3番（真貝政昭君） 資料の15ページになりますけれども、町民税の個人で最終予算額が6,400万、調定額が7,600万という状況なのですけれども、これはいつもの予算の組み方の手法なのでしょうか。

○財政課長（三浦史洋君） まず、予算の積算なのですけれども、それは過去4年、5年間の伸び率、変動率、それに対して予算立てるときは前々年度の数字使うのだと思うのですが、それに掛け算をして、とりあえず予算額を出してございます。実際に課税をして、トータルしたのが調定額になります。従来どおりの手法で積算して、計上しております。

○3番（真貝政昭君） 法人町民税がそのようになっているのですけれども、特徴はどのような特

徴が見られますか。

○財政課長（三浦史洋君） 法人の何の部分の特徴でしょうか。個々にあらわれている額でしょうか。

（何事か言う者あり）

○財政課長（三浦史洋君） では、15ページの法人町民税、予算額が1,110万円余りと。調定額が895万円だったということです。予算は、先ほど言った計上の仕方をしております。当然法人ですので、事業年度終わりました、その年は法人税割が出なかったと、その前の年度は出ていたということで、自分らの予算の計上額、予算額と調定は狂ってきております。予算の説明のときに法人町民税、実際収入済額が減った部分は大きな法人さん1社の法人税割の額が前年度はかなりの金額、それが少ない法人税割額になったので、落ちたと。税割額が落ちているということです。

○3番（真貝政昭君） 思い出しましたけれども、加工協の破綻に伴う一連の関係ですか。

○財政課長（三浦史洋君） 業種でいえば、建設業者1社の法人税割です。

○3番（真貝政昭君） 下の固定資産税なのですけれども、純固定資産税と市町村交付金に分かれていますけれども、これについて説明をお願いします。

○財政課長（三浦史洋君） 固定資産の下のほうの市町村交付金は、詳しく言うと国有資産等の所在市町村交付金でございます。うちの場合は、国有林や山林の部分です。それが林野庁のほうから通知が来まして、来ると。また、北海道で所有している水産高校の実習場の住宅ですか、その部分が今古平町ではこの交付金の部分でございます。国や道ですので、金額、調定額どおりに収入しているということです。あと、純固定資産税は交付金以外の実際土地や家屋、償却資産にかかっている古平町全体の金額です。

○3番（真貝政昭君） その下の軽自動車税ですけれども、台数は平成27年度はどのようになっていますか。26年度比較で増減も含めて説明してください。

○財政課長（三浦史洋君） 軽自動車税ですが、27年度の台数が924台です。前年、26年度、946台、22台減っています。

○3番（真貝政昭君） 軽自動車だけの数字ですけれども、車の保有台数については減少傾向というふうに見ればいいのですか。

○財政課長（三浦史洋君） 今の26、27の比較ではマイナス22台ということで、それまで、それ以前、26年より前で比較していくとやっぱり軽自動車税、人気が出て、税額も低いということで人気があるようなと思って、台数はふえております。例えば平成18年度には850台と。それが1年飛ばして、平成20年は44台ふえまして、894台と。そういうのが毎年順繰り上がっていきまして、やっぱり26年度の946台が古平町の課税台数としてはピークでした。27年度に22台減って、ちなみに28年度、ことしの当初調定は922台ということで前年比2台減っております。

○3番（真貝政昭君） 町長、固定資産税なのですけれども、国保の場合は資産割があって、固定資産税払っている方は約9割くらい固定資産税の二重取りみたいな感じで国保税にかかってきますよね。かなり負担感を増す健康保険なのですけれども、今町は若者定住だとか、そういう事業やっていますけれども、固定資産税の軽減だとか、そういう施策というのは可能な分野なのですか、こ

の固定資産税の徴収という点に関して。

○町長（本間順司君） 各町村もある程度国保税の財源確保ということで固定資産税、いわゆる資産割をいただいているというところもございますので、それは率につきましてはある程度自由裁量といたしますか、そういうふうになっていきますので、それは考える余地はあるのでしょうか、本町の場合の国保税につきましてはやはり国保会計全般に経営が厳しいということで、この率を維持しているというところがございますので、ご理解願いたいと思います。

○3番（真貝政昭君） 先ほども質問ありました下段の不納欠損の状況なのですが、個人町民税については28人、固定資産税44人、都市計画税が37、公営住宅が10件とありますけれども、特徴として何かありますか。例えば年齢的な高齢者だとか、それから経済的な問題では年金生活者、あるいは生活保護世帯という分類からいって何かしら特徴的なものがあるのかしらという、そういう考えが浮かぶのですけれども、どういう中身になっていきますか。

○財政課長（三浦史洋君） ざっくりそのような印象以前の滞納金額がつつり持って行って、一部払っていく部分もありますけれども、実際担当してみるととにかくやっぱり現年度しっかり払ってもらって、続けて行ってほしいと。プラス過年度をいただくということで、本音はそうです。本来はいけないというか、どんどん差し押さえという風潮なり、ことになっておりますけれども、古平町はじっくり話し合って、そここのところに足を運んでという、堀委員さんの言ったように、実施してございます。その特徴の部分、納めていただいたけれども、古い部分、どうしても過年度の部分入れ切れないでの落とさざるを得ないというのが一番多い印象です。だから、机の上で計算するような何々、年齢が幾つで、収入が落ちて、年金だけになったという、そのような詳しい分析はしておりません。

○3番（真貝政昭君） この不納欠損の是非について聞いているわけではなくて、生活の実態としてどのような方たちがこういう状況になっていっているかという実態を知りたいという立場から知りたいので、調べていないということなので、町民税については終わります。

○8番（高野俊和君） 軽自動車の未納について少しお聞きしたいのですけれども、軽自動車でも今2年に1回ぐらいは多分検査があると思うのですけれども、未納しているということは納税証明書がないと検査に合格しないと思うのですけれども、ということはこれ中古車……新車の人が2年でこれを取りかえるというのは少し考えづらいのですけれども、これは2年間の中で車をやりくりして、未納になるということなのですか。

○財政課長（三浦史洋君） まずもって、車検ある部分とない軽自動車税もありますので、全てではありません。車検みんなあるわけではないです。うちも1件1件不思議に思うことがあると。大体未納の部分は町外に転出した人で、行方というのですか、なかなか追えない部分があるので、そういう未納重なっていくとあれ、おかしいのではないのという感じでの接触させ、ただ町外であれなので、行かせはするけれども、不在のときは当然多いです。そういう調査で動かせるようにはしていますけれども、ただご質問に対してはご理解いただけるような回答はちょっとできないです。

○8番（高野俊和君） そしたら、基本的には町内で軽自動車を所有している人においてはほとんどそういうのはないということなのではないでしょうか。

○財政課長（三浦史洋君） そうご理解ください。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に18ページ、3款利子割交付金から19ページ、10款交通安全対策特別交付金まで質疑を許します。

○3番（真貝政昭君） 以前概算でいただいたと思うのですがけれども、平成27年度における古平町が負担した消費税というのは概略、概算でどのような金額になりますか。

○財政課長（三浦史洋君） 以前ご質問ありましたので、一応調べてきました。説明資料の18ページ、19ページお開きください。ここに区分で報酬から載せて、需用費、役務費とか、11番、12番、13番とか該当する項目、前回お答えした項目と同じもので拾ってみました。拾った部分が11番から16番まで、プラス18番、正確に言うともうちょっと違う番号のやつで拾うべきものと入れてはだめなものもありますので、前年お答えしたのと同じ番号でやってみまして、合計しますと27年度の合計額が10億9,250万円です。円単位まではいかないで、万円単位で10億9,250万円と。8%の消費税部分なので、その金額を単純に100分の8としてみましたら、8%部分が金額8,092万円。ちなみに、前回の3%部分というので聞いていたので、8%のうち3%で、8分の3でやりますと3,034万円ということです。ちなみに、消費税8%に見合う昨年度、26年度の決算額については消費税が5,418万円ということです。

○3番（真貝政昭君） 毎回聞くものですから、できれば資料を作成するときに、一番下でもいいですから、概略、これくらい負担したという金額を載せてもらおうと助かります。

それと次に、交付税なのですけれども、交付税は税率が上がることによってふえていますか。

○財政課長（三浦史洋君） その税率というのは、交付税に入ってくる国税、何々税の何%というのが上がったということなんでしょうか。

○3番（真貝政昭君） 消費税の何%かは交付税算定に入ることなので、そういうことではなくて、実際消費税の税率が上がれば財源がふえるわけですから、当然法人税だとか、そういうのにプラスされている原資がふえて、そして古平町に配分されていると思うので、金額的なものでもいいです。総額です。それがふえているかどうかということです。特別交付税もそれに含まれるのかどうかという点についてはそちらにお任せしますけれども、当然税率が上がりますと財源が国のほうでふえますので、理論上は、それに見合っただけでふえているのかということです。ちなみに、3%から5%に上がったとき、それから5%から8%に上がったときという比較の仕方でもよろしいです。

○財政課長（三浦史洋君） よく聞いていたのですがけれども、結果的に今ご質問の意味はよくわからなかったです。ただ、交付税は古平町はふえたり減ったりしていますけれども、人口減少対策の部分で随分需要額で手当てされたので、ふえたと。それはことし、決算ではないですがけれども、28年度は減っています、数千万円。二、三千万ことしは減ったと。増減ありますけれども、去年の27年度の前年比はふえているというところでの理解はできるのですがけれども、それが国の大きなパイの部分の交付税率が上がったから、直接結びつくわけではないです。交付税の部分でそう宛てがっ

て、国の一般会計から交付税特会に出す入り口ベース、特会から見れば入り口ベースなのですけれども、その金額があると。それにプラス・マイナスいろいろあります。過去の部分の精算だとかいろいろありまして、交付税のトータルの金額が地財計画で毎年2月ごろ出ますと。自分らもそれが一番の大きな見どころというか、それまでいろいろ国がやりとりしているのを見て、交付税を考えるわけで、委員さんおっしゃるように、国税の交付税にする率が上がったから、下がったからというので直接というのは到底見え切りません。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に20ページ、11款分担金及び負担金から29ページ、13款国庫支出金まで質疑を許します。質疑ございませんか。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に28ページ、14款道支出金から35ページ、15款財産収入まで質疑を許します。質疑ございませんか。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に36ページ、16款寄附金から41ページ、19款諸収入まで質疑を許します。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に40ページから43ページまでの20款町債の質疑を許します。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、これで平成27年度一般会計歳入歳出決算の質疑を終わります。

それでは次に、平成27年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算についての質疑を許します。224ページから245ページまで、歳入歳出一括で質疑を許します。

○2番（堀 清君） 先ほどと同様なのですけれども、また欠損のほうを聞きたいと思います。

去年から見ればかなりの金額が減額になっていますけれども、今年度の場合は540万程度なのですけれども、件数は何件なのですか。

○民生課長（五十嵐満美君） 件数は43件、人数で37人となっております。

○2番（堀 清君） 先ほども聞いたのですけれども、前年度並びに新しい年にも該当が予想される方というのはあると思うのですけれども、そこら辺の把握はできていますか。

○民生課長（五十嵐満美君） 先ほどの町税の質問と同じ内容かと思いますが、同様の人が繰り返してという意味ですよね。前年度の名簿と比較しまして、重複している方はたくさんおります。ただ、先ほど町税でも言いましたように、重複している分の件数は押さえてございません。

○2番（堀 清君） 当然やっぱりそこら辺の、現場対応等々も時にはそこら辺はやっているのだとは思っているのですけれども、議会の場でそこら辺の答弁ができないというのは非常に困るのですけれども、現場というのはその年、その年でも変わってくるだろうし、町のやっぱり財政状況の中で

も変わってくるだろうし、あとは徴収係の対応等々でも大分変わってくると思うのですけれども、そこら辺、今回課長も新しくなりましたのですけれども、そういう中で徴収に向けての新しい打開策等々はありますか。

○民生課長（五十嵐満美君） 新しい打開策といえますか、収納対策係のほうと健康保険係のほうといろいろな情報を共有しながら、相談の窓口もそうですし、いろいろ協力しながらこれまでもやってきております。いろんな夜間に窓口を設けたりですとか、短期証をとりに来たりしたときに相談に乗ったりとかということもこれまでもやっておりますが、できることはかなりやっていると思います。収納対策のほうとも収納対策会議を設けまして、税と使用料の関係とかもいろいろ話していますが、不納欠損の内容としてはどうしても収納できないようなところを不納欠損として落としているのであって、町税のほうもそうですけれども、何回も足を運んで収納するように努めているのは国保の税金も同じでございます。

○2番（堀 清君） 現場の努力等々は本当に買うのですけれども、そういう中でやっぱり去年よりはことは大分減額になっているというのは本当に現場が頑張っていると思うのですけれども、どうしても国保の場合、調定額がでっかいから、そのものが滞納ということになるとやっぱりなかなか払うほうも払いにくくなると思うのですけれども、そこら辺の分納の形というのは当然とっていると思うのですけれども、全部が全部現場に合わせれとはしゃべりませんが、支払う側もやっぱり極力払いやすい形をとってやる。当然それはとっているのでしょうかけれども、そこら辺は現場の個人めいめいと協議の中でやっぱりそれは個別な形をつくり上げて大丈夫でないかなという気はするのですけれども、そういう中の展開はどのような形の中で考えますか。

○民生課長（五十嵐満美君） 委員おっしゃるとおり、分納誓約等もかなりの件数の方とやっておりますし、1件1件それこそ人の名前を見ながら、町税のほうも一緒に考えながらこれだけ働きかけていこうとか、具体的に細かいことまで収納対策のほうと相談しながらやっている状況にあります。

○3番（真貝政昭君） ことしの決算状況見れば、財政支援もさほど大きなものでなくて、安定しているのかなという見方をしているのですけれども、違いますか。安定しているのであれば、国保税の引き下げだとか、そういう可能性が出てくるのですけれども。

○民生課長（五十嵐満美君） 安定しているのかと言われますと、今年度の特徴としては医療給付の分が少なかったり、広域連合のほうの決算が終わっていないので、細かい数字を今の段階で確認できませんでした。現在大きな要因として言えるのは、分賦金の精算還付金が大きかったことだと思うのですが、それが安定につながっているかというところちょっと見えない部分ではあります。

○3番（真貝政昭君） 短期保険証の数字について提出していただいたのですけれども、平成30年度から道のほうに仕組みが移りますでしょう。こういう町村独自で短期保険証の発行していますけれども、そういう裁量というのは残されるのですか。

○副町長（田口博久君） 制度を詳しく私も見ておりませんが、保険税の賦課は市町村に残りますので、税についての北海道に納めるべき納付金の額として、それを算出するための標準的な税率というのは北海道から示されますけれども、それをもとにして課税するのは保険税、あくまで

も市町村ですので、市町村も保険者としての役割が全くなくなるわけではありません。北海道と市町村と両方が保険者という形になりますので、保険証の発行といったことも、あるいは税を確保するための機会の一つとしての短期証といったことになりますので、そういった部分は市町村に引き続き残るものと考えております。

○8番（高野俊和君） 前にもちょっと聞いたのですけれども、今年度4月から健康保険税ががんと上がったと思うのですけれども、先ほどお話しされたように、27年度、給付金が下がっている。それで、ことしの4からは健康保険税ががんと上がっている。前回聞いた話では、1年や2年下がったからといって健康保険税が下がるものではないという話は聞きましたけれども、これが一番大きいのは給付金が少なくなるのが大きいのか、滞納の部分が下がると一般の健康保険税が何年後に少し低くなるのかという、いろいろ一般の町民はあると思うのですけれども、いろんな計算方法あるのですけれども、例えば給付金が少なくなる、滞納が少なくなるということは町民の健康保険税に反映はされるのでしょうか。

○副町長（田口博久君） 今年度税制改正、限度額の引き上げでありました。ということで、限度額は上がっていますけれども、ですから所得の多い方にとっては税額上がっておりますが、その一方で所得の低い方の軽減部分につきましては拡大されるような改正になっておりますので、一概に税額が上がったとは言い切れない部分かと思っております。

それから、実際国保の制度、結構厄介な面がありまして、今委員おっしゃった部分が前期高齢者の交付金とかいった要は共同事業といいますか、そういったいろいろなほかの保険者が負担している分、正確に言うとそういう形になるのですけれども、国保については後期高齢に行く前の高齢者が多いよと。例えば私ども町の職員の共済組合であれば、今再任用あったとしても六十一、二歳までで、病気にかかる率が低いよということであれば、そういった、例えば全国プールの話ですけれども、共済組合は国保のほうに何がしかの負担をしているという形をとっています、国の制度上で。そういった中で歳入、国保会計として受けるお金があるわけですけれども、そういった部分の精算、概算の関係で1年後、2年後に金額が増減したりするという場合もあります。保険税安くなるために何が一番かと言われますと、医療費が安くなること、健康な町民がふえて、医療費がかからないこと、それが一番、長い目で見ないとそう簡単にできる話ではないのですけれども、現状の国の医療の制度からいって医療費が安くならなければ税の部分は、税に求める額というのは決まってくるので、安くはなっていないのかなと思っております。

○8番（高野俊和君） 今副町長の説明でかなり難しいなというのはわかるのですけれども、今回所得がふえた人には上がっているというのは、所得全くふえていなくても多分ことし4月上がっていると思うのです。それで、説明のとおり高齢者も……

（何事か言う者あり）

○8番（高野俊和君） そう。上がっている人もいるのだ、でも。それぞれなのだ。

それで、かなり計算は難しいものだろうと思っておりますけれども、これだけ高齢者がふえていますから、若干高くなるのはわかるのですけれども、単体で古平町の医療費というか、かかる金額が少なくなることによっても計算式で若干は下がるということはある得るということですか。

○副町長（田口博久君） そのとおりです。

○8番（高野俊和君） それと、平成30年に少し税改正があると思うのですが、そのときに例えば古平町なら古平町で医療費の給付費が下がったり、そういうことが重なると30年以降には少し緩和されるということは期待できるのでしょうか。

○副町長（田口博久君） そうなると思います。北海道が給付、要は医療費の支払いは北海道が行います。その財源として必要な税の分を納付金という形で古平町は北海道へ払うことになるのです。北海道はそのほかに国や先ほどの交付金とかというものを受け入れた中で国保の財政運営をして、医療機関へ支払いしますので、その医療機関に支払いする財源の一部として古平町は納付金、負担金払わなければならないわけです。求められるこの負担金というのは、医療費が下がれば当然に小さくなっていくと。基本的な考え方は、そういう考え方になろうかと思います。

○委員長（岩間修身君） 次に、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、これで平成27年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の質疑を終わります。

ここで昼食のため1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後0時58分

○委員長（岩間修身君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、平成27年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の質疑を行います。256ページから273ページまで、歳入歳出一括で質疑を許します。質疑ございませんか。

○8番（高野俊和君） 263ページの一般管理費ですけれども、この中に委託料で高齢者健康診査業務委託料51万4,660円とあるのですが、この健康診査は町で一般町民に毎年検査を実施していると思うのですが、これはそのほかに別に高齢者のみに健診を行っているのでしょうか。

○民生課長（五十嵐満美君） 高齢者健康診査受託事業ですが、説明資料の137ページをお開きいただきたいと思います。こちらの一番下の表が高齢者健康診査受託事業の実績となっております、対象者792人で、受診者67名、委託先としては集団ではパブリックヘルスリサーチセンターというところに委託をしております。集団の日にちにできなかった方については個別で対応しております、掖済会病院のほうでやっております。

○8番（高野俊和君） 金額等はお出ておりますけれども、人数の割に受診者が余り多くはないというふうに思われるのですが、このことに関して高齢者に関して周知は特にしているのでしょうか。

○民生課長（五十嵐満美君） 周知につきましては広報等、周知しておりますが、なかなか受診していただけないのが現状でございます。

○8番（高野俊和君） 先ほど健康保険のことでも副町長から回答いただきましたけれども、給付

金とか医療の軽減が各毎年の健康保険税に反映するというのでありますから、このことに関しても周知を広くして、受診を受けるようにするという方向に進めるのがいいのではないかと思いますけれども、再度どうでしょう。

○民生課長（五十嵐満美君） まさに委員おっしゃるとおりでありまして、これまでもいろいろな形で働きかけをしておりましたが、今後もさらに一層力を入れて受診するように働きかけていきたいと思っております。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、これで平成27年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の質疑を終わります。

それでは次に、平成27年度簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の質疑を行います。284ページから305ページまで、歳入歳出一括で質疑を許します。

○8番（高野俊和君） 293ページお願いします。ここに7節の賃金で浄水場維持管理作業員賃金とありますけれども、ここで古平町の簡易水道にかかわる臨時の職員がいると思うのですけれども、その方の給料というのはどこに出ているのでしょうか。

○建設水道課長（高野龍治君） ただいまの質問なのですが、この賃金は浄水場で臨時として働いてもらっております1名分の年間の賃金でございますので、月額を単純に12で割りますと20万6,000円余りでございます。

○8番（高野俊和君） 委託料で浄水場維持管理業務委託料417万3,000円が載っていると思うのですけれども、これは夜間や急の業務、職員が休みとか、そのときにということでもありますけれども、この金額が417万3,000円とかなり大きいのですけれども、これは常時人は配置しているのでしょうか。

○建設水道課長（高野龍治君） この委託料は、民間委託しておりまして、土、日、祝祭日につきましては常時常駐しております。夜間に関しましては緊急時のみなので、仮に大雨、雨降ったりして、水が濁ったとか、そういった場合に警報装置に基づいて委託業者に通知されまして、出動するという形となっております。

○8番（高野俊和君） 私ちょっと不思議に思ったのは、この維持管理業務が土日は常時いるということで、あと夜間に急用のときの終わりには、臨時で土日以外毎日雇用されている方よりも給料でいくと倍ぐらいになっているので、その辺はどういう理解をしたらいいのかなということで質問したのですけれども、どうでしょう。

○建設水道課長（高野龍治君） 臨時職員は町で直営で雇います。なのでございますけれども、この13節の委託料につきましては民間委託ということで、やはり臨時職員よりも給料が高いです、実際には。そういうことなので、これは入札やっているわけなのですけれども、入札のとき私いなかったもので、ちょっとわかりませんが、数社呼んで入札して、最低価格で札入れたところが当然この業務を行うという形になりますので、特段高いものとは私は思っておりません。

○8番（高野俊和君） 私ちょっと知識ないのでございますけれども、このような金額が一般的に妥当とい

うふうに考えていいということなのでしょう。

○建設水道課長（高野龍治君） 当然この入札やるに当たっては設計書というものつくっております。なので、当然妥当な数字をもとに算出しておりますので、妥当と思います。

○2番（堀 清君） 説明資料の149ページ、欠損処理の今年度分も過去5年分もずっと出ているのですけれども、そういう中で去年度の給水の停止の件数を教えてください。

○建設水道課長（高野龍治君） 現実給水停止には至っておりません。ただ、滞納されている方に催告しまして、それから二、三週間間をとって、その後何も応答がないと、何も相談にも来ないと、そういった方に対しまして給水停止しますよと通知をいたします。そういった件数は、去年は15件ございました。その結果、分納誓約とか今後払っていくとか、そういった相談受けて、実際には給水停止してございません。お金を少しずつですけれども、払っていただいているという状況でございます。

○2番（堀 清君） そうすると、去年の欠損処理に該当した方は別というような形の中で考えていいのかな。

○建設水道課長（高野龍治君） 去年の不納欠損処理しました人数は、この149ページのところに書いてありますように、29人不納欠損しております。うち2名につきましては、その15件の中に入っております。ただし、不納欠損するのは過去の分なものでございまして、あくまでも、過年度の分もそうですけれども、不納欠損する方々につきましては現年分もやはり滞りがちだとか、そういった状態もありますので、やむを得ず過去の分につきましては給水停止の通知をした2名の方が入っております。

○2番（堀 清君） この欠損処理状況を四、五年前から対比しますとかなり少なくなっている現状は見受けられるのですけれども、結果的にまだ年間150万程度という形のものであるのですけれども、現場の状況等々のことも確かにございますけれども、基本的にはやっぱり停止しないと徴収できないというような基本的なものはあると思うのですけれども、そこら辺を強硬な形の中で実施していくというような形の考えはございますか。

○建設水道課長（高野龍治君） この29名の中には亡くなられた方とか、あと生活保護の受給している方とかいらっしゃいます。それで、生活に困窮されている方も当然いるわけなのですけれども、なるべくだったら我々も給水停止まではしたくないと思っておりますが、払える見込みがありそうな人でどうしても払わないという方につきましては給水停止せざるを得ないのかなと考えております。

○2番（堀 清君） 現在の答弁が本当に妥当だというような形の中思うのですけれども、そのためにもそういう方のところには現場の確認等々は、時間たつによってかなり環境等々も変わってきますから、やっぱり最低1カ月に1遍くらいは顔出すような形をとりながらそこら辺の調整等々をきちっとした形の中で対応してもらいたいと思います。答弁いいです。

○3番（真貝政昭君） 消費税の支払いの関係なのですけれども、平成27年度においては平成26年度の精算による支払いと、それから前年度から概算した前期の支払いという形で年度ごとに動いているのですけれども、平成27年度の精算がされたという段階で考えてみて、消費税の支払い額は

体この決算書の中でどこの部分を見たらいいのかという、その質問です。見方として、水道料金にかかる消費税、それから受託工事でお客さんからいただいた預かりの消費税という合計額でないかというふうに思っているのですけれども、そういう見方で正しいのかどうかということとこの決算書で合計額を見るにはどこのページのどの部分かということの説明をお願いします。

○建設水道課長（高野龍治君） 決算書291ページの下から2つ目の公課費、消費税及び地方消費税納付金582万8,600円、これが27年度で支払われた分ですけれども、計算としましては26年度にかかわる消費税の申告額、それは資料にはございません。それで、今口頭で申し上げます。申告額が499万8,400円、そして当該年度の今の26年度にかかわる分ということで499万8,400円に対して、昨年、その前の年に、前年のうちに中間申告しています。その中間申告している前年のうちに支払いしている額が166万8,900円です。なので、先ほどの499万云々から今の言った166万8,900円をマイナスします。その分がまず支払いする額と、当該年度の。それが……それでマイナスされたのが332万9,500円になると思います。これがこの332万9,500円をまず支払って、さらに先ほど言った26年の4月1日から27年の3月31、26年度分にかかわる分と言っていた499万8,400円の約半分、それが翌年度にかかわる分ということで中間申告します。その499万8,400円の約半分をまたさらに納付するわけで、その額が249万9,100円という形になるわけなのです。申告にかかわる分で332万9,500円、さらに中間申告する分ということで249万9,100円、合わせて582万8,600円を支出するという計算になります。

○3番（真貝政昭君） 数字はいいのですけれども、考え方として平成27年度の単年度で支払うべき消費税というのが項目で、先ほど言ったように、一般利用者からいただく水道料金にかけた消費税額、その税額と、それから形として町で頼まれて、工事を請け負います。お客様から消費税を料金と一緒にいただきますと、工事額と。その水道料金にかけられた消費税と受託工事にかかわる消費税合わせた額が結局平成27年度の実質的な納めるべき消費税額というふうな考え方でのよろしいのかということなのです。

○建設水道課長（高野龍治君） そのとおりですけれども、そのほかにまず課税売り上げにかかる消費税というものが水道料金にかかわる消費税の額、だから要は水道料金の歳入も既に消費税入っておりますので、それから消費税分を純粹に出して、さらに仕入れにかかる消費税と。工事とか、あと起債償還、そういったものにかかわる消費税。さらに、特定収入といまして、補助金など国庫支出金につきましては、それに消費税かかわる分を納めなければだめな形になります。それを計算して、消費税の総額が算出されるわけでございます。参考までに消費税5%の当時は、厳密に言うところ消費税と地方消費税と分かれていますのですけれども、消費税のほうは4%で計算されています。地方消費税はそれに5%に合う率で掛けらさって計算されるわけなのですけれども、消費税のほうは4%で計算されておりました。8%に改正された後は4%のものが6.3%まで上がっております。そういったことで消費税の納付額も当然ふえてきているという形となっております。

○3番（真貝政昭君） いろいろと改めて説明を受けましたので、後ほどそれを活字でわかるように提出できればもっと理解が進むと思うので、よろしくお願ひしたい。

それで、先ほど質問が出ておりました不納欠損です。水道料金の未納に対する始末なのですけれども、この不納欠損は消費税込みのものでしょう。ということは、払っていただいてもいない消費

税を簡水会計で欠損処理しているということでしょう。それが正しいとすると、町の簡水会計には不納欠損を積み重ねていくたびに余計な税金を、納めていない人たちのための消費税を簡水会計で払い続けているということになりますね。このいただいてもいない消費税の不納欠損にかかわる積み重ねというのは非常に大きいと思うのですが、その全体額というのはわかりますか。今細かい計算が必要であれば後ほどということにしてもよろしいのですけれども、考え方としてはそのような考え方でよろしいですか。

○建設水道課長（高野龍治君） 今の不納欠損の消費税にかかわる問題ですけれども、不納欠損は役場として収入いただいておりますので、その部分は収入として計算しておりません。なので、それが積み重なって悪影響を与える、消費税多く納めているとか、そういう計算ではありませんので、問題ないかと思います。

それで、不納欠損の額につきましては、説明資料の決算説明書の149ページ、ここの上から3つ目のところに不能欠損額、23年から行っておりますので、これが23年から27年まで、この額が不納欠損の累計でございます。

○3番（真貝政昭君） 不納欠損の消費税については理解いたしました。

次に、資料でいただいている水道料金の減免状況をいただきました。それで、実際に対象となっている世帯の件数は出ているのですけれども、これの申請はされていないけれども、対象世帯数というのはわかると思うのですけれども、どのようになっていますか。

（「済みません。答弁調整ちょっとお願いします」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） 答弁調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時28分

再開 午後 1時29分

○委員長（岩間修身君） 会議を再開いたします。

○建設水道課長（高野龍治君） ただいまの質問の対象世帯数につきましては、当課としては数字は押さえておりません。

○3番（真貝政昭君） 減免に必要な書類ありますよね。それはどういうものですか。

○建設水道課長（高野龍治君） 独居につきましては書類に記入してもらう形となりまして、母子と身体障害者につきましては手帳を見せてもらうと。それと、独居につきましても年金の受給書を確認しているという状況でございます。

○3番（真貝政昭君） 申請の仕方は、役場に来ていただいて、合格ということですよ。

○建設水道課長（高野龍治君） 役場で申請していただいております。

○3番（真貝政昭君） 町長、ことしの敬老会で対象人数は七百数十名が敬老会の対象人数でありましたよね。独居世帯というのは、保健福祉課のほうで押さえているはずなのです。連携すれば水道課、下水道課でも対象件数というのは、世帯数というのはわかるはずですし、こういう声があります。月200円の水道料金をまけてもらうのに70代、80代のじいさん、ばあさんがタクシーを飛ばして

役場に来るほどの減免金額かということで、それが結局この少ない数字におさまっているはずなのです。だから、出前で訪ねて行って、皆わずかでも安くなるわけですから、そういう仕掛けが役場の配慮として必要ではないかと思うのですけれども、改善すべきではないでしょうか。

○町長（本間順司君） 地域には民生委員さん等もおりますので、その方々が代行みたいな形でやっていたらいいはずですよ。ですから、該当者であっても私は普通どおり納付したいという方もいらっしゃるでしょうし、それは個人、個人で考え方の違いでしょうけれども、我々はそういうふうに把握しています。

○3番（真貝政昭君） 他町村と比べても減免の金額が少ないというのがありますけれども、それまでのメリットを感じれるかどうかという金額の問題もあります。ぜひとも改善の方向で取り組んでいただければなというふうに思っています。

次に、同じく資料でいただきました……これは下水道のほうで聞きます。

これで終わります。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、これで平成27年度簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の質疑を終わります。

それでは次に、平成27年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の質疑を行います。316ページから333ページまで、歳入歳出一括で質疑を許します。質疑ございませんか。

○8番（高野俊和君） 317ページに公共下水道の事業負担金で、懐かしい税で受益者負担が載っていますけれども、この受益者負担というのは汚水ますの土地の所有者にかかる税で、坪500円程度で、限度額が5万で、100坪未満ということだったと思いますけれども、間違いありませんか。

○建設水道課長（高野龍治君） この受益者負担金に関しましては、公共汚水ますが設置されているか否かにはかわりません。公共ますが設置されていなくても下水道の本管が前を通ってしましたら、その区域は下水道が使える区域だよということで受益者負担金が賦課されます。土地の面積に対して150円で、上限5万円ということでございます。

○8番（高野俊和君） この事業はたしか供用が開始したのが平成16年で、平成22年が最後の年だったと思いますけれども、それからいきますと平成22年が最後で、納付期限がたしか5年間だと思いましたので、平成27年で本来これ終了している事業だと思いますけれども、間違いありませんか。

○建設水道課長（高野龍治君） 平成27年度につきましては、新規の賦課はございませんでした。先ほど高野委員おっしゃった最終年が21年です。22、23、24、25、26ということなので、最終年が27年でした。この受益者負担金は、決算書でも書いておりますけれども、過年度分しかございません。過年度分ということは、イコール滞納されている分ということでございます。

○8番（高野俊和君） 今多分資料ないと思うのですけれども、トータルで滞納分というのは幾らぐらいになるか、件数でもいいのですけれども、金額というのはある程度わかりますか。

○建設水道課長（高野龍治君） 決算説明書の165ページです。上から2つ目、過年度分のところなのですが、この表で書いてあるように、不納欠損処理もしてきておりますので、現在としましては

6名分で7万7,000円が残っているという状況でございます。

○8番（高野俊和君） これも税でありますから、不納欠損で落ちている部分はこれには当然入っていませんね。

○建設水道課長（高野龍治君） 決算書の317ページで収入が2,000円、その横に不納欠損ということで、ここで3万1,800円不納欠損処理しています。

○8番（高野俊和君） 当時汚水ますを土地の所有者で、公共下水道を掘るに当たって土地の所有者に猶予期限というのを与えたと思うのですけれども、その猶予期限の方で新しくこの汚水ますを使用して、負担ができたという人はおりますか。

○建設水道課長（高野龍治君） 猶予に関しましては、平成16年度供用開始からこの制度ありまして、5年ごとの更新ということになっております。16年度に猶予申請された方がほとんどでございまして、その次21年度にまた更新しております。それから数字は変わっておりません。さらに、26年度また更新手続行っております。それから、21年度と比較しておりましても猶予人数変わっておりませんので、実際にこの猶予自体は畑とか、地目上は畑でないのですけれども、畑で使用しているとか、そういった方々とか、遊休地として全く使っていないと、宅地化もされないといった状況で猶予申請するという方に対して猶予しているわけなのですけれども、公共ます入れるということは当然宅地化されますので、猶予はなくなりますので、そのときに納めていただく形になるかと思えます。

○8番（高野俊和君） 猶予がもし解除されて、しろということになりますと、平成16年に発生した平米150円、1坪にしておおむね500円だったと思いますけれども、その金額は同じ金額で徴収するということになるのでしょうか。

○建設水道課長（高野龍治君） 金額は同じでございます。平米150円、上限5万円と。

○3番（真貝政昭君） 先ほどの続きみたいな聞き方になるのですけれども、下水道料金の消費税精算ありますね。それで、なぜああいうことを聞いたかということ、一般民間事業所では売り掛けの部分の消費税も納める必要が、義務があるのです。それで、先ほどの説明を聞きますと水道料金、あるいは下水道料金については調定額ではなくて、実際にその年度に町に収入となった料金についてのみ消費税の支払い義務があると、そういう理解でよろしいですか。

○建設水道課長（高野龍治君） その当該年度に収入を受けた分、要は下水道料金、現年度分の収入と過年度分の収入、それにかかるということでございます。

○3番（真貝政昭君） 資料の提出で供用区域内の便器の設置状況、公共施設について提出していただきました。それで、たしか平成13年くらいからですか、公共下水道が供用開始になって、当初の下水道料金を決める際の普及率、前提があったと思うのですけれども、当時同じ規模の町で寿都町が約6割の普及率でしたけれども、その大体6割を目標にして下水道料金を設定したのではなかったかと思うのですが、それがその認識でよろしいかどうかということと比較のために現在寿都町の普及率はどれくらいになっているか伺います。

○建設水道課長（高野龍治君） まず、水道料金の1立米当たりの単価につきましては、6割という数字でなかったと思います。その資料持っていませんので、今ちょっとお答えすることができま

せん。

それと、もう一つの寿都町の普及率につきましては……寿都町は接続率で83%です。ちなみに、古平、うちは27年度末で53%となっております。

○3番（真貝政昭君） 水道料金、下水道料金セットなので、この違いは顕著な違いがあるのですか。寿都町と古平町の違いですけれども、水道料金、下水道料金です。

（「答弁調整」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） 答弁調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時47分

再開 午後 1時48分

○委員長（岩間修身君） 会議を再開いたします。

○建設水道課長（高野龍治君） 本町の上下水道料金合わせてで申します。それと、20立米当たりで申し上げます。古平町は9,440円で、寿都町は7,600円です。

○3番（真貝政昭君） 次に、公共下水道が供用開始になって、その普及率向上を前提に町営住宅の水洗化が行われました。御崎団地、本町団地、それから清住、あけぼの、それから本陣のほうです。本陣はまだ来ていなかったし、今工事中ですので、基本的に全ての町営住宅が洋式化されているという報告を受けています。それと、民間住宅の状況なのですけれども、確認申請、新築、改築です。基本的に工事が行われる部分については一般家庭でも洋式化されているという認識でいます。それと、最近行われているリフォームの中でも便器については洋式化が一般的で、和式というのは想定外というふうに認識しているのですけれども、実態はどうでしょうか。

○建設水道課長（高野龍治君） 通常一般家庭の住宅では便室は1つで、新築されるところは2階に便室設ける方もいらっしゃいますので、2カ所のところもあります。通常、私排水設備の受け付けやっていたときには、和式の便器にするというのはほとんど見たことなかったと思います。ただし、男の小便器につきましては小便器をつけて、通常の洋式のトイレをつけるというのは見かけたことはありましたけれども、通常の本当のしゃがみ込む和式はほとんど見たことはございません。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、これで平成27年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の質疑を終わります。

それでは次に、平成27年度介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の質疑を行います。344ページから363ページまで、歳入歳出一括で質疑を許します。質疑ございませんか。

○7番（山口明生君） 決算書の345ページです。一番下の繰越金についてお伺いしたいのですが、前年度繰越金が27年度決算で1,600万余りというふうに記載されておりますが、これについては累積した純粋なただ単に黒字の累積なのか、それとも何か特別な理由があるのかお聞かせ願います。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 決算説明資料170、171ページをお開き願います。介護保険サービ

ス事業特別会計決算、近年5カ年の決算状況が載っております。平成22年度から繰越金が生じておりまして、それがだんだん積み重なっていく過程の中で最終的に平成26年度で1,637万円あって、それを27年度引き継いだ形になっております。

○7番（山口明生君）　ということは、介護保険サービス事業の中では実質黒字であるというふうを考えてよろしいということでしょうか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君）　27年度の決算状況でいきますと、先ほどと同じ決算説明資料170、171ページ、上段の表になるのですが、歳入歳出差し引き1,662万3,292円、それで26年度からの繰越金が1,637万769円ございましたので、27年度の単年度の収支としては25万2,523円あったという結果が出ております。

○7番（山口明生君）　この表見ますと、年々、多少上下ありますけれども、順調に繰越金ふえていっているというふうには拝見できるので、こういったもの、例えば段階的にやられているとは思いますが、今介護現場では人材の不足とか処遇の問題等々ありますので、介護保険事業の中である程度こういった繰越金が出ている中で今後介護人材の育成、確保、もしくは処遇の改善といったふうなものに充当していくというお考えはおありでしょうか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君）　委員おっしゃられることは非常に大切なことだと私も感じております。ただ、人材育成の部分についてはこの介護特会ということではなくて、一般会計の中の高齢者施策としてかかわってくることで、全体に影響することなのかなということを確認しております。あと、人材確保の面については平成28年度から抜本的な処遇の改善ということに取り組んでおりますので、そちらのほうで理解願いたいと思います。

○8番（高野俊和君）　351ページに居宅介護支援の事業費が載っているのですが、これ要介護5から1の生活プランだったというふうに聞いておりましたけれども、古平町にこの生活プランをつくれる会社は何軒ありますか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君）　まず、決算に載っているこの介護支援事業所については、町直営の事業所、職員1名の分でございます。そのほか、委員ご質問あったのが町内にこれらケアプランをつくれるケアマネジャーが所属する事業所が幾つあるのかということになると思うのですが、町のほかに3つ事業所がございます。ちなみに、その事業所は社会福祉協議会の中に1つ、それから古平福社会の中に1つ、それと一般社団法人ふるびら和みの3つがございます。

○8番（高野俊和君）　介護5から1までであると思うのですが、そのプランを立てるのに、5から1までは当然介護の支援の方法は違うと思うのですが、多分それぞれに施設によって特徴はあるのだらうと思いますけれども、今は5から1まで全て1社でやるというか、分けているのでしょうか、それとも1社でやっているのでしょうか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君）　介護認定初めての方、あと区分変更によって要支援から要介護になられた方、さまざまなパターンがあるかと思うのですが、要介護1以上になった方ご本人、もしくは家族とケアプランをつくるケアマネジャーについてどちらの方がご存じの方、お願いしたい方おりますかということをお伺いの上でマッチングする場合もございます。特にそういうのがありませんよという場合には事業所の余裕状況といたしまししょうか、対応状況を確認しながらお願いしている

パターンになりますので、その事業所の1人のケアマネジャーさんで要介護1から要介護5の方を均等に支援しているわけではございません。要介護1が主な場合もありますし、要介護5が主なパターン、いろいろあるかと思えます。その方の技量なんかもかかわってくるかと思えます。

ちなみに、直営の事業所の今支援している状況が決算説明資料180ページの上段の表になるのですが、これ月別に書いているのですが、少ない月で11名、多い月で15名ということで要介護1から要介護5、ばらばらと、大体うちの直営の事業所については比重は要介護1の方、要介護5の方については多い月、1月に3名の方の支援というパターンもありますが、そういう状況になってございます。

○8番（高野俊和君） 素人考えで全く申しわけないのですけれども、要介護1から5の設計のプランというのはかなり大きく違うものなのではないでしょうか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 要介護1というのは、要介護1から5を比較した場合に生活していく中での困り度合いと言いましょうか、支援する度合いというのが極力ご自分でできることはご自分でやっていただくという方針ですので、やれることが多い。ところが、要介護5、介護度が上がっていくにつれてできることが少なくなってくるので、その分支援の内容も多くなってくる。このサービスの利用量、数量のほうも使える量というのは介護度別によって決まっております。

○8番（高野俊和君） となりますと、各社ありますけれども、当然、不得意ということはないのでしょうかけれども、それ重点的というか、得意なところとある程度区分けはされるということに…区分けというか、そういうことも判断はしていかななくてはならないということになりますけれども、どうでしょう。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） ケアマネジャーさん皆さん国家試験受けて、資格を取得されておりますので、経験年数の違いでの技量というのはあるのかなとは思いますが、基本的には同じレベル、国家試験をパスされている方ということを考えます。ただ、利用者さんと支援する側との相性というのもあるかと思えます。保健福祉課の中の介護保険係がその辺の調整をしているのですが、一度マッチングしてもやはり相性が合わなくて、同じことをするにしても受けとめ側の解釈が違ったりというパターンもございますので、その辺はケアマネジャーさんを途中でかえたりということもたまにはございます。そういうふうにやっております。

○8番（高野俊和君） 私聞いたのは技量に差があるかということではなくて、それぞれ1から5まで介護度違うわけですから、施設の数や、それから施設の設備によって得意、不得意が出てくるのではないかということで、決して技量がどうこうというのを聞いたわけではありません。わかりました。答弁いいです。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、これで平成27年度介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の質疑を終わります。

これで質疑は全て終了いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時04分

再開 午後 2時04分

○委員長（岩間修身君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これから平成27年度古平町各会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本件は認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○委員長（岩間修身君） 起立多数です。

よって、本件は認定することに決しました。

ただいま認定されました平成27年度古平町各会計歳入歳出決算については、会議規則第76条の規定に基づき、議長に報告するものといたします。

◎閉会の宣告

○委員長（岩間修身君） 以上をもちまして、本委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

会議を閉じます。これをもって決算審査特別委員会を閉会いたします。

皆さん、どうもご協力ありがとうございました。

閉会 午後 2時06分